

第一四九回

参第八号

刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和三十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の二を削る。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の廃止)

第二条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

2 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三百二十九条を次のように改める。

第三百二十九条 削除

理 由

国民の基本的人権の保護の必要性にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分の根拠を定める規定を削るとともに、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。